

議案審議

可決

花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例



審議の様子は
こちら

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、保育所等を利用していない乳児を一定時間預かる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施するため市立保育所における利用料を1時間300円の範囲内で徴収することを定めるもの。

質疑

- 質問・・・事業を実施する施設数と利用予定人数に変更はあるのか。また事故が発生した場合の責任はどこにあるのか。
- 答弁・・・市内5園で実施予定に変更はなく、利用見込みは17人程度としている。事故防止や事故発生時の対応は国のガイドラインに基づき事業者が行い、市は施設の認可や運営状況の確認など指導監督を行う。

市内の実施設	
湯口保育園（上根子字中野）	
かほりの 藤乃こども園（中根子字明堂）	
ピュア・チャイルド園（若葉町二丁目）	
ぎんどう保育園（石神町）	
ひよこ保育園（下似内）	

賛否が分かれた議案等の審議結果

議案 1 1	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案 1 3	花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例
議案 1 4	花巻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

会派名	明和会				はなまき市民クラブ			緑の風			社民クラブ		日本共産党花巻市議会議員団		会派に所属しない		審議結果									
議員名	及川恒雄	伊藤忠宏	藤根清	小原保信	横田忍	盛岡耕市	佐藤峰樹	羽山るみ子	佐藤現	内館桂	本館憲一	小森田郁也	鹿討康弘	似内一弘	伊藤盛幸	照井省三		若柳良明	阿部一男	久保田彰孝	照井明子	櫻井肇	佐々木精市	菅原ゆかり		
議案 11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	可決	
議案 13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	可決
議案 14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	可決

○は賛成、●は反対。議長は表決に加わりません。

【表紙写真について】

タイトル 「宿場まちに春を呼ぶチンドン屋さん」
メッセージ 恒例の大迫町の雛まつりが今年も。まつりの先陣を切るのは地元の懐かしのチンドン屋さん。各商店店頭にスラリと並ぶお雛さまが壮観です。

3月定例会 提出された35議案を可決

令和8年第1回花巻市議会定例会は2月25日開会、3月18日までの22日間の日程で開かれました。
初日の本会議では、市長施政方針および教育長演説が行われ、提出議案の説明がなされたほか、令和8年度花巻市予算は、議長を除く全議員で特別委員会を設置し、審査することとしました。
3月2日から3月5日までは一般質問に17人が登壇し、市政課題について質問しました。
3月6日には議案審議を行い、花巻市犯罪被害者等支援条例などの議案を含む全議案を原案のとおり可決しました。
3月11日から13日までは予算特別委員会が開かれ、令和8年度花巻市一般会計予算および各特別会計予算等について原案のとおり可決しました。
最終日には、花巻市副市長の選任、花巻市教育委員会委員の任命、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてなど7議案が追加提案され、原案のとおり可決しました。また、花巻市議会会議規則の一部を改正する規則を含めた2議案が発議され、全会一致で可決しました。
また、総務常任委員会が審査した陳情を継続審査、文教福祉常任委員会が審査した陳情を不採択しました。
主な可決議案や質疑は、次のとおりです。

可決

令和7年度花巻市一般会計補正予算(第17号)

スクールバス運行业務委託について、入札結果により不用額が生じたことなどから減額補正を行うもの。3億1116万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ645億5552万円とするもの。
※市議会が注目した主な補正予算は次のとおり。

◆小学校教育振興費の管理運営費のうちスクールバス等運行业務委託料を3500万円減額
中学校教育振興費の管理運営費のうちスクールバス等運行业務委託料を400万円減額

質疑

- 質問・・・スクールバス運行业務委託では、予定価格約1180万円に対し、市外特定事業者が独自料金を適用し約550万円で落札している。同事業者は市内スクールバス事業の大半を受注しており、市内事業者が参入しにくい状況になっているのではないかと懸念している。
- 答弁・・・独自料金は国の審査を受け認可された運賃制度であり、条件を満たす事業者が適用できる。入札は制度に基づき適正に実施しており、現時点で制度上の問題は無いと認識している。

可決

花巻市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者やその家族・遺族の相談支援や生活再建支援を総合的に進め、犯罪被害者等の権利・利益の保護と生活の安定を図るため、市の責務や相談体制、経済的支援などを定める条例を制定するもの。

質疑

- 質問・・・犯罪被害者等の定義では家族や遺族の住所要件が明確でない。被害者本人が市民でなくても遺族が市民であれば支援対象となるのか。
- 答弁・・・経済的支援は被害時に本人が市民であることを要件とし、死亡した場合は遺族が申請できる。相談支援は住所要件を設けず市民以外からの相談にも対応する。また海外での犯罪被害についても、被害時に本人が市民であることを基準として判断する。